



# 夏の企画展に行こう!

## 宮沢賢治展

一賢治の宇宙 心平の天一

7月7日(土)～8月26日(日)

草野心平記念文学館 ☎83-0005

詩人・童話作家の宮沢賢治の思いやりに満ちた作品の魅力を、草野心平との交友の記録を交えながら紹介します。



宮沢賢治 ▶

資料提供 林風舎

## 平成29年度発掘速報展

7月18日(水)～8月31日(金)

考古資料館 ☎43-0391

平成29年度に市内で発掘調査などが行われた遺跡の調査成果を、公開・展示します。



北境遺跡出土の縄文土器

## フタバズキリュウから半世紀

～日本古生物学の新時代を切り開く

発見

7月19日(木)～10月8日(月)

アンモナイトセンター ☎82-4561



首長竜(ポリコティルス類)の椎骨(左)と歯

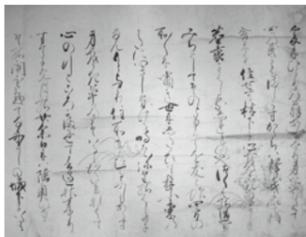
フタバズキリュウ発見から50年を記念し、発見時の逸話や経緯などについて、さまざまな首長竜の化石とともに紹介します。

## 西山宗因といわき

7月28日(土)～10月16日(火)

勿来関文学歴史館 ☎65-6166

江戸時代前期の連歌師・俳諧師、談林派の祖である西山宗因の著書『奥州紀行』を基に、本市での歩みを紹介します。また、交流のあった磐城平藩主・内藤忠興や、本市の俳諧についても紹介します。



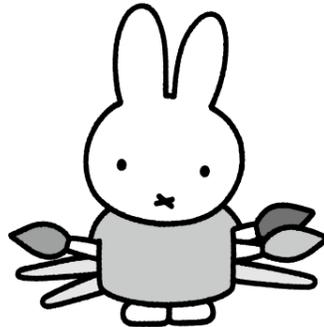
宗因奥州紀行巻

## 美術館に行こう!

ディック・ブルーナに学ぶモダン・アートの楽しみ方

7月28日(土)～9月2日(日)

市立美術館 ☎25-1111



ミッフィーの生みの親であるディック・ブルーナのさまざまな仕事と、同館所蔵の作品を紹介します。

Illustration Dick Bruna  
© copyright Mercis bv,1997  
www.miffy.com

## 伝承郷収蔵品展

8月4日(土)～10月21日(日)

暮らしの伝承郷 ☎29-2230

市民の皆さんから寄贈された資料の中から衣類に焦点を当て、明治・大正・昭和初期ごろの衣類を展示し、当時の生活を紹介します。



昭和20年ごろの祭り衣装(幼児用)

〈表1〉8月分からの70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額

区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得者(医療費3割負担者)	現役並み所得者Ⅲ(課税所得690万円以上)	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1% 【多数回140,100円(※1)】	
	現役並み所得者Ⅱ(課税所得380万円以上690万円未満)(※2)	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1% 【多数回93,000円】	
	現役並み所得者Ⅰ(課税所得145万円以上380万円未満)(※2)	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% 【多数回44,400円】	
一般	課税所得145万円未満	18,000円(年間上限144,000円)	57,600円【多数回44,400円】

※1 過去1年以内に3回以上、自己負担限度額に達した場合、4回目から多数回の自己負担限度額が適用されます。  
※2 高額な医療を受ける場合、新たに限度額適用認定証が必要となりますので、事前に申請してください。

七十歳以上の方の自己負担限度額を変更  
高額療養費は、ひと月に支払った医療費が高額になり、自己負担限度額を超え  
て支払った場合に、超えた分を払い戻す制度です。八月の診療分から、七十歳以上の方の自己負担限度額が変更となります(表1)。

### 限度額適用認定証の更新・申請を

医療機関で限度額適用認定証を提示すると、窓口で支払う医療費が自己負担限度額まで軽減されます。認定証は、随時交付していますが、すでにお持ちの方は七月三十一日(火)で有効期限を迎えます。  
引き続き認定証が必要な方は、八月一日(水)から受け付けしますので、更新手続きをしてください。  
また、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方で、高額な医療を受ける場合、新たに認定証が必要となりますので、事前に申請してください。  
▼対象  
① 70歳未満の国民健康保険被保険者  
② 70歳～74歳の国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者のうち、市県民税非課税世帯に属する方

### 平成30年度国民年金保険料の免除申請を受け付け

国保年金課国民年金係 ☎22-7464

▶対象 前年の所得が一定基準以下の方、失業した方など  
▶承認期間 本年7月分～来年6月分  
▶申し込み方法 年金手帳かマイナンバーが確認できる書類、印鑑、失業などの場合は、雇用保険受給資格者証の写しなどを持参し、窓口で  
※承認期間に対する年金の給付については、該当する免除の区分によって減額となります。  
※継続申請が認められていない方は毎年度、窓口での申請が必要です。

③ 70歳～74歳の国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者のうち、課税所得が百45万円以上6百90万円未満の方  
▼持参するもの 被保険者証、本人確認書類、マイナンバーが確認できる書類、印鑑  
① 交付済みの方Ⅱ認定証  
② 市県民税非課税世帯で過去1年間に認定されてからの入院日数が91日以上の方Ⅱ入院期間を証明する書類

○お問い合わせ  
・国民健康保険  
・国民年金課調査給付係  
☎22-7456  
・後期高齢者医療制度  
・国保年金課  
・高齢者医療係  
☎22-7466

▼申し込み方法 同課、各支所・市民サービスセンターで